

消费税

财政部、国家税务总局于 2006 年 3 月 20 日发布财税[2006]33 号文《关于调整和完善消费税政策的通知》对现行开征的消费税进行了较大的调整：

- 新增高尔夫球及球具、高档手表、游艇、木制一次性筷子、实木地板等税目，增列成品油税目，原汽油、柴油税目作为该税目的两个子目，同时新增石脑油、溶剂油、润滑油、燃料油、航空煤油 5 个子目；
- 取消护肤护发品税目，将属于护肤护发品征税范围的高档护肤类化妆品列入化妆品税目；
- 调整部分税目税率，现行 11 个税目中，涉及税率调整的有白酒、小汽车、摩托车、汽车轮胎；
- 调整自 2006 年 4 月 1 日起。

✎ **编者按：**目前，对高档护肤类化妆品征收范围尚未确定。近期，国家税务总局还会就消费税调整事宜跟紧一些相关文件，敬请关注。

随着国家对消费税政策的调整，财政部、国家税务总局于 2006 年 3 月 30 日发布财税[2006]22 号文《关于进口环节消费税有关问题的通知》明确：

- 对新增税目的产品开征进口环节消费税，调整相应产品的消费税税率；
- 停止对护肤护发品征收进口环节消费税；
- 石脑油、溶剂油、润滑油、燃料油暂按应纳税消费税额 30% 征收；航空煤油暂缓征收消费税；子午线轮胎免征消费税；
- 本调整自 2006 年 4 月 1 日起执行。

消費税

财政部、国家稅務總局は 2006 年 3 月 20 日に財稅[2006]33 号文『消費稅政策を調整、整えることについての通知』を公布、現行消費稅に対し比較的大きな調整をしました：

- ゴルフボール及びボール具、高級腕時計、遊覽ポート、木製の割り箸、天然木材を使用した床板などの税目を新增。また製品油という税目を増加し、元のガソリン、重油税目を当該税目の二つ細目とする。さらにナフサ、溶剤油、潤滑油、燃料油、航空石油の五つの細目を新增する。
- 【スキン・ヘアケア品】の税目を取り消し、スキン・ヘアケア品の徴収範囲に入っていた高級スキンケア化粧品を【化粧品】税目に切り替える。
- 税目の税率を一部調整し、現行する 11 個の徴収項目で、白酒、小型自動車、オートバイ、タイヤなどに及ぼした。
- 本調整は 2006 年 4 月 1 日より実行する。

✎ **編集者より：**目下、高級スキンケア類化粧品の徴収範囲は確定待ちです。近いうちに、国家稅務總局が消費稅調整について幾らかの公文を追って公布するので、ご留意のほどを。

国家の消費稅政策調整に従って、財政部、国家稅務總局は 2006 年 3 月 30 日に財關稅[2006]22 号文『輸入環節消費稅關係問題についての通知』を公布、次のものを明確にしました：

- 税目を増加した製品に対して輸入環節消費稅を徴収し、相応製品の消費稅税率は同時調整；
- スキン・ヘアケア品に対する輸入環節消費稅徴収を停止する；
- ナフサ、溶剤油、潤滑油、燃料油は納付すべき消費稅額の 30% を臨時課稅し、航空石油の消費稅徴収は後伸ばし；子午線タイヤの消費稅は徴収しないことにする；
- 本調整は 2006 年 4 月 1 日より実行する。

企业所得税

国家税务总局于 2006 年 3 月 6 日发布国税发[2006]31 号文《关于房地产开发业务征收企业所得税问题的通知》以下几方面发生较大变化：

- 对房地产开发预售收入规定了新的预计计税毛利率，并分别不同性质确定计税毛利率；（具体参见原文）
- 明确开发产品的完工标准；
- 放宽新办房产开发企业广告费、业务宣传费和业务招待费税前扣除的限制；
- 取消新办房地产开发、销售企业的所得税减免优惠。
- 本通知自 2006 年 1 月 1 日起执行。

外商投资企业和外国企业所得税

上海市地方税务局于 2006 年 2 月 27 日发布沪地税外[2006]14 号文《关于对本市部分外商投资企业有关地方所得税优惠政策延期执行至 2006 年底的通知》对以下地区及类型的外商投资企业的地方所得税优惠政策延续到 2006 年底

- 设立在虹桥、闵行、漕河泾经济开发区内的生产性外商投资企业；
- 设立在浦东新区内的外商投资企业；
- 设立在本市的产品出口型外商投资企业和先进技术型外商投资企业。

国家税务总局于 2005 年 2 月 15 日发布《关于外商投资企业拆除营业用房所得税处理问题的批复》内容为：

- 外商投资企业营业用房投入使用前所发生的初次装修费，应计入固定资产原价，并按税法的规定计提折旧。该营业用房投入使用若干年后，外商投资企业又进行重新装修，对重新装修时被拆除的初次装修设施，不得作为固定资产损失，从固定资产原值中扣除。对重新装修时被拆除设施的变价收入，可以抵减重新装修费用。

征收管理

上海市国家税务局、上海市地方税务局于 2006 年 3 月 20

企業所得税

国家稅務總局は 2006 年 3 月 6 日に国税発[2006]31 号文『不動産開発業務による企業所得税徴収問題についての通知』を公布、主な変更は以下の通りです：

- 不動産開発の前売り収入に対して新しい予測税金計上総利益率を定め、且つ性質別に税金計上総利益率を確定する；（具体は本文参照）
- 開発製品の竣工基準を明確にする；
- 新設不動産開発企業の広告費・業務宣伝費・業務招待費（交際費）の税前控除の制限を緩めにする；
- 新設不動産開発・販売企業の所得税免除優遇を取り消す。
- 本通知は 2006 年 1 月 1 日より実行する。

外商投資企業と外国企業所得税

上海市地方稅務局は 2006 年 2 月 27 日に滬地税外[2006]14 号文『本市一部の外商投資企業の地方所得税優遇政策を 2006 年末まで延期することに関する通知』を公布、下記地域と業種の外商投資企業に対する地方所得税優遇政策を 2006 年年末まで延期します。

- 虹橋、閔行、漕河涇の三大開發区で登記する生産型外商投資企業；
- 浦東新区で登記する外商投資企業；
- 本市で登記する製品輸出型外商投資企業と先進技術型外商投資企業。

国家稅務總局は 2005 年 2 月 15 日に『外商投資企業の營業用建物取除きによる所得税處理問題についての返答』を公布、その内容は：

- 外商投資企業營業用建物を使用する前に発生した初回内装費を固定資産原価に計上するうえ、税法どおりに減価償却を計上すること。当該營業用建物が何年間の使用を経て、外商投資企業による二次内装の時、二次内装で取り壊した一次内装の施設を固定資産損失として固定資産原価から控除することを禁じ、ただし、二次内装で取り壊した施設による時価収入を二次内装の費用と相殺することができる。

徵收管理

上海市国家稅務局、上海市地方稅務局は 2006 年 3 月 20 日に

日发文沪国税征[2006]12号《关于印发〈税务登记集中管理实施办法〉的通知》概要如下：

- 自2006年4月1日起实行税务登记集中管理；
- 对2006年4月1日起新增纳税人均实行由生产经营地税务机关属地征收原则；
- 纳税人办理开业、变更、注销税务登记由主管税务分局受理，市税务登记处统一制证；
- 外省市在沪建筑安装企业的税务登记由受理处统一受理。

国家税务总局于2006年3月16日发布《关于换发税务登记证件的通知》决定2006年在全国范围内换发税务登记证件

- 2006年8月1日起全国统一开始换发、启用新税务登记证件；2007年1月1日起旧税务登记证件不再有效。
- 国家税务总局和地方税务局为同一个纳税人核发一个税务登记证件。

国家税务总局于2006年3月16日发布国税发[2006]37号文《关于完善税务登记证管理若干问题的通知》明确：

- 税务登记实行属地管理。
- 非独立核算的分支机构也应当按照规定分别向生产经营所在地税务机关办理税务登记。
- 承包租赁经营的纳税人，应当以承包承租人的名义办理临时税务登记。
- 税务登记证换发后，银行和其他金融机构在纳税人开户时在新的税务登记证副本中登录账号，手工填写的，应当盖章；纳税人应当自开立账户15日内将账号报告税务机关。
- 个人所得税扣缴义务人应当到所在地主管税务机关申报办理扣缴税款登记，领取扣缴税款登记证。对已办理税务登记的扣缴义务人，不发扣缴税款登记证，由税务机关在其税务登记证副本上登记扣缴税款事项。

动态信息

- 2006年度上海市增值税一般纳税人资格年检工作自2006年3月1日起开始，截止2006年5月31日结束，从2006年6月1日起，一般纳税人必须凭

滬国税徵[2006]12号『【稅務登記集中管理實施弁法】發行に關する通知』を公布、主な内容は次の通りです：

- 2006年4月1日より、稅務登記集中管理を実行する；
- 2006年4月1日より新規増加した納稅者に対し、生産經營地所属地稅務機關による徵收原則を実行する；
- 納稅者の開業・変更・稅務登録取消の手續きは主管の稅務分局により受理し、市稅務登記所が統一して証書発行する；
- 外省市の上海における建築据付企業の稅務登記は受理稅務局により統一受理する。

國家稅務總局は2006年3月16日に『稅務登記証書換に關する通知』を公布、2006年において全國範圍の稅務登記証書換を行うことを決定しました。

- 2006年8月1日より、新しい稅務登記証の書換・使用を全國範圍で統一的に開始；2007年1月1日より、以前の旧稅務登記証は無効になる。
- 國家稅務局と地方稅務局は同一の納稅者に対し一つの稅務登記証を発行する。

國家稅務總局は2006年3月16日に国税發[2006]37号文『稅務登記証管理整えに關する若干問題についての通知』を公布、次のことを明確にしました：

- 稅務登記管理を所属地による管理とする。
- 非獨立採算の分枝機構も同じく規定どおりに生産經營所在地の稅務機關へ出頭して稅務登記手續きを行うこと。
- 請負・レンタル經營をする納稅者は、借り主の名義で臨時稅務登記を行うこと。
- 稅務登記証書換後、銀行その他金融機構が納稅者口座設けの際、新稅務登記証の謄本に口座番号を印字、手書きの場合は捺印；納稅者が口座設け15日以内に口座番号を稅務機關に報告すること。
- 個人所得稅源泉徵收義務者が所在地の主管稅務機關へ出頭して税金源泉徵收登記を申告し、源泉徵收登記証を受け取る。稅務登記済みの源泉徵收義務者に対しては源泉徵收登記証を発行しないことにし、稅務機關が当該者の稅務登記証謄本に源泉徵收事項を登録する。

動的情報

- 2006年度の上海市増値稅（付加價値稅）一般納稅者資格年間検査は2006年3月1日よりはじめ、2006年5月31日に終わりとなる。2006年6月1日からは一般納稅

贴有“2006年上海市增值税一般纳税人年检合格”标识的〈发票购用簿〉购买增值税发票。凡在2006年3月1日前被认定为增值税一般纳税人和辅导期增值税一般纳税人的企业，均应纳入年检范围。

者が【2006年上海市增值税一般纳税人年間検査合格】を標識する『発票購入簿』をもって増値税発票（公給領収書）を購入すること。また、2006年3月1日前に増値税一般納税者と輔導期間増値税一般納税者と認定された企業はすべて年間検査対象とする。

以上信息仅提供德安客户及对本公司业务感兴趣之人士参考，我们将尽量确保上述信息的准确性，我们提请读者注意，上述内容系有关文件的摘要，在实际应用时，须参照全文为准。同时，我们欢迎各位就上述信息咨询本公司的专业人士，也欢迎各位登陆我们的网站 www.dean CPA.com.cn。我们将为我们的客户提供实实在在的增值服务。上述摘编如中、外文不一致的，以中文为准。

以上の情報は参考資料として当社顧客と同業者の皆様に限って提供しており、私たちは出来る限りの努力をしてその確実性確保に努めます。閲覧の際にお気を付けて頂きたいのは、上記内容は関連資料の抜粋であり、実際の応用段階において必ず資料全文を研究、参照すること。また、当社の専門家は上記情報に関するお問い合わせ、ご相談を随時歓迎しており、当社ホームページ www.dean CPA.com.cn もご覧になって頂ければと思います。

私たちはハイ・レベルでクライアントの皆様専門サービスを提供して参りますので、どうぞ、宜しくお願いします。また、上記抜粋情報について、中国語と外国語に一致しない部分があった場合、中国語原文を基準とします。

张有礼 联系电话: 53832277 × 168
Email: ylzhang@dean CPA.com.cn

王伟文 联系电话: 53832277 × 111
Email: weiwen@dean CPA.com.cn

周剑英 联系电话: 53832277 × 118
Email: jenny.zhou@dean CPA.com.cn